

お願いとお知らせ



所沢文化幼稚園

令和6年度 幼保連携型認定こども園所沢中央文化幼稚園職員及び園内配置図

I：園内配置

| | | | | | | | | |
|----|------------------------|-----------------|------------|-----|----|-----------|------------|-----------|
| 舞台 | ホール | 満三歳 こやぎ2 | 年長 こぐま | トイレ | 階段 | 年長 こうし | 年長 こうま | 年長 こじか |
| 倉庫 | 年少 こりす1 | 年少 こりす2 | 年少 こりす3 | トイレ | | 年中 こねこ | 年中 こひつじ | 年中 こいぬ |
| | トイレ | トイレ | | | | | | |
| | 年中 こぎつね | 年少 こうさぎ3 | | | | | | |
| | 満三歳 こやぎ1 | 年少 こうさぎ2 | | | | | | |
| | | 年少 こうさぎ1 | | | | | | |
| 階段 | | | | | | | | |
| | 2階 1歳 2歳 こあら かんが | 1階 0歳 らっこ | | | | | | |

II、職員

1、園長 久保 篤史 ・ 1,2号副園長 小幡瑞穂・主幹 大石理恵 / 3号副園長 小曾根朋子・主幹 福田麻奈美

2、学級担任

| | | | | | |
|--------|------------|---------------------------|-------|---|-------|
| (1)幼児棟 | | | | | |
| 年長 | こじか | 井坂 実優 | 満三歳児 | ◎石原 斉良 | |
| | こうま | ◎吉田 小幸 | こやぎ1組 | 國田 珠里 | |
| | こうし | 吉成 美奈 | 満三歳児 | 本多 百花 | |
| | こぐま | 金巻 咲来 | こやぎ2組 | 黒田 聡子 | |
| 年中 | こいぬ | ◎新井 花菜 | 担任外 | 門田奈都穂 | |
| | こひつじ | 清水 微 | | 宮城 絵里子 | |
| | こねこ | 磯邊瑠莉奈 | | 池邊 純子 | |
| | こぎつね | 山下 あい | | 稲村 彩乃 | |
| 年少 | こうさぎ1 | 萩原 未帆 | | 近藤 綾音 | |
| | こうさぎ2 | 櫻井 夏実 | | 吉澤 優里菜 | |
| | こうさぎ3 | ◎大石 理恵 | | 徳弘 眞奈 (4月末迄) | |
| | こりす1 | 高梨 花音 | | B01 運転手/補助員 | 藤井 稔 |
| | こりす2 | 藤谷 絵梨菜 | | C08 運転手/補助員 | 河林 順子 |
| 職員室 | こりす3 | 宮崎 紗彩 | | C07 運転手/補助員 | 山下 英器 |
| | 事務員 | 霜越律子 | 添乗員 | 長谷川純子 | |
| | 体育指導員 | 関根広太郎 | | 三上 浩美 | |
| 預かり保育 | 我妻理砂・鹿子木道代 | 助手 | | | |
| (2)乳児棟 | | | | | |
| 2歳 | かんがるー | ◎山田 詩織 鮎川 琴実 | フリー | 田辺菜由子 齋藤ひかる 西尾いずみ 畑 久美子 三村 友紀 新内谷裕美子 井上 晶江 脇谷 沙織 | |
| 1歳 | こあら | ◎三上 朱里 小川 優子 丸山 果奈 | | | |
| 0歳 | らっこ | ◎福田 麻奈美 沖倉 みお 井上 麗姫 | | | |

【令和6年度 年間行事予定表 (幼児)】

| | | | |
|----|--|-----|---|
| 4月 | 6日 入園式 (新入園児のみ) 8日～16日 半日保育 26日 ◎誕生会 (4月生まれ保護者) | 10月 | 5日 ◎運動会 (全園児保護者 (満三歳児後期除く)) 7日 振替休日 【※1号休園】 15日 公開保育 (未就園児対象) 16日 お芋ほり (見学禁止) |
| 5月 | 2日 こどもの日の集い (見学禁止) 13日 ◎懇談会 (保護者参加:任意) 15日 交通安全指導 17日 年長羽村動物園遠足 | 11月 | 1日 令和7年度願書受付 【※1号休園】 14日 埼玉県民の日 【※1号休園】 20日 ◎こども秋祭り (全園児保護者) |
| 6月 | 未定 親子虫鑑賞会 (全園児保護者:任意) 7日 ◎年中遠足 (年中保護者) 15日 ◎土曜参観日 (全園児保護者) 17日 振替休日 【※1号休園】 24日 プール開き | 12月 | 6日 開園記念日 【※1号休園】 16日 ◎音楽会 (全園児保護者) 18日～20日 半日保育 18、19日 ◎個人懇談会 (全園児保護者) ※懇談参加日1号預かり保育無し。 20日 終業式 1号冬季預かり:12/23,24,25,26,27・1/6,7日 29日～3日 年未年始休業 (休園) |
| 7月 | 5日 七夕まつり 18～22日 半日保育 18、19日 ◎個人懇談会 (全園児保護者) ※懇談参加日1号預かり保育無し。 22日 終業式:夏季休業23日～8月末 26、27日 合宿保育 (年長園児) ※2号認定児も極力ご利用はご遠慮ください | 1月 | 8日 始業式(1日保育) 10日 記念写真撮影 (クラス写真) 18日 1日入園 (令和7年度新入園児対象) ※2号認定児も極力ご利用はご遠慮ください。 |
| 8月 | 13～15日 お盆休 22日 半日保育 23日 1日保育【誕生会】(8月生まれ保護者) 27日 ぶどう狩り・◎緊急引渡訓練 (全園児保護者) ※延期予定日:28日又は29日 ※雨天延期の場合は、延期日も預かり無し | 2月 | 2日 豆まき会 25日 ◎おわかれ会 |
| 9月 | 2日 始業式 (1日保育) 20日 ◎参観日 (全園児保護者) | 3月 | 3日 ひな祭り会 18日 ◎クラス懇談会 (年長児・満三歳児) (半日保育) 19日 ◎クラス懇談会 (年中児・年少児) (半日保育) ※懇談会参加日は、終了後お帰りをお願いします。 22日 ◎卒業式 【※1号年中少時休園】 ※2号認定児も極力ご利用はご遠慮ください。 24日 修了式(半日保育):春季休業25日～ 26日 諸費納入日 31日 新年度準備 |

- (1) 上記の他に、毎月お誕生会があります。お子様のお誕生月には保護者様にもご来園いただきます。
- (2) マーカー箇所は、1号預かり保育の実施がない日になります。
マーカー以外の日でも、園の都合上預かり保育を実施しない場合もございます。
- (3) ◎マークは、()に記載している該当保護者様にご来園いただきます。

※予定は変更される場合もございます。直前の園便り等でご確認ください。

【お願いとお知らせ】

1、保育について

- * 4月16日(火)までは、半日保育です。4月17日(水)から1日保育が始まります。
- * 1号は、土日・祝祭日・振替休日は休園です。2号は、日・祝祭日・振替休日(祝祭日)は休園です。
- * 2号土曜保育ご利用希望の方は、前月25日までに土曜申請(用紙職員室)をご提出ください。
- * お子様がスムーズに新学期がスタートできますよう下記の点に特に注意して下さい。
 - ・登園時間・降園時間を厳守してください。(通園時刻表を厳守してください。)
 - ・職員の指示や注意に従ってください。各種プリント記載事項をよく読んでご協力ください。
 - ・お子様の健康観察は毎日行ってください



2、通園について

- * 入園当初は、園児が慣れないためバスが10～20分程度遅延する可能性があります。1～2週間で時刻表通りになるはずですが、猶予をお願いします。
- * 原則として、園児の安全と防犯対策のため、特別な事情がない限りバス停留所に父母の方がいない場合、幼稚園に連れて帰ります。また、友達の家に遊びに行く・習い事などの理由で、バス停の変更はお受けできません。
- * 徒歩通園の方は、送りAM8:50～AM9:00、お迎えPM1:50(半日AM11:10)までにお願いします。AM8:30～AM8:50の時間帯は1号受け入れしません。2号もできる限りご協力ください。また、園児の安全と防犯対策のため父母のお迎えがない場合は園児の引渡しはいたしません。父母の方のお迎えが、10分以上遅れた場合は、うさちゃんクラブにて預かります(有料)。また、保護者以外の方への幼児の引渡しは保護者の許可のない場合はできません。

3、所持品について

- * 下着・靴下・ハンカチなどをふくめ全ての所持品にはっきりとご記名をお願いします。
- * 年少児は入園式翌日より体育着での登園となります。制服の着用は6月3日からとなります。
- * ご家庭からの文書等については、通園カバンの外側のポケットに挿入してください。

4、お誕生会について

- * 毎月その月に生まれたお子様とその父母の皆様を対象に全園児でお誕生会を行い、お祝いをします。
- * クラス賛助のご見学は任意です。会食は行いません。

5、観察園開放日について

土曜日は、親子ふれあいの日としています。本園では、自慢の自然観察園あそびのひろばを親子ふれあいの日として「第2, 3, 4土曜日」を中心に開放をしております。感性を刺激する楽しいイベントをたくさん用意しております。(AM10:00～PM3:00)参加の際は、「入園許可証」(後日配布)を必ず保護者の方が携帯してください。後日配布の「自然観察園開放について」をご覧ください。
今年度の観察園開放日は4月20日より開始いたします。

6、うさちゃんクラブについて

- * 月の予定は、会員全員前月25日までにご予約ください。
- * 緊急時を除き追加・キャンセルは当日8:30までにご連絡をお願いします。(新連絡フォームにて)
- * お迎えの時間は遅れないようお願いいたします。
- * うさちゃんクラブをご予約いただき、無連絡でキャンセルした方は、キャンセル料として、4:00までの扱いで有料とさせていただきます。
- * 早朝・延長預かりは別途申請が必要です。申請・申し込みの無い方の預かりはできませんのでご注意ください。

7、物品の注文について

通常、文書にて注文を伺いますが、急な注文が必要な場合は、各園事務までお申し出ください。その後、必要金額・納品等についてお知らせいたします。

8、健康と安全について(再度ご確認ください。)

A：幼稚園の安全管理について

本園では、「危機管理マニュアル」に基づき以下のような対応をしています。再度、ご確認いただきたいと思います。

防犯について

- * 通常の歩きコースの送迎時間以外でご来園の方は、不審者進入防止から、ご用のときは必ず受付（職員室）に申し出ていただき、来園者ノートに記帳し、入園許可証を携帯してください。なお、課外教室や誕生会、歩きコース・預かり保育のお迎えなどは記帳は不要です。
- * 園内は、防犯カメラを設置し、定期的に状況を確認しています。
- * 2枚目の入園許可証をご希望の方は園にお申し出ください。

緊急時について

万が一の大規模地震・緊急時は、保護者の方に直接ご来園いただき、お子様をお引渡すことと定められています。また、24時間を超えた場合は最近隣の広域避難場所に移動いたします。（第一避難先：明峰小学校）

園児名簿について

プライバシーの保護の観点から、配布しておりません。
園からの緊急連絡などはメールにて送信いたします。受信できるように設定をお願い致します。

SNS・WEBについて

肖像権や個人情報の保護の為、別添ソーシャルメディア利用管理規約をご確認ください。

B：薬の扱いについて

幼稚園では事故防止及び法律によって、薬はお預かりすることができません。
（医師の指示があった場合はご相談ください）

C：禁煙について

健康増進法の制定に伴い、公共施設などが禁煙となっております。本園でも、各幼稚園・自然観察園では、全面禁煙とさせていただきます。参観日や運動会・開放日なども禁煙です。

D：園への連絡

幼稚園には、原則、園長宛の手紙かメールでお願いします。メールにつきましては、勤務の都合上、各園午前8時30分と午後4時とさせていただきます。各園のメールアドレスは、以下の通りです。ご利用ください。

| | | | | |
|--|------|--|------|--|
| 「法人本部」 | 第一文化 | bunka@toko-bunka.ed.jp | 第二文化 | bunka2@toko-bunka.ed.jp |
| main@toko-bunka.ed.jp | 中央文化 | bunkatyu@toko-bunka.ed.jp | 第三文化 | bunka3@toko-bunka.ed.jp |
| | 第五文化 | bunka5@toko-bunka.ed.jp | 第六文化 | bunka6@toko-bunka.ed.jp |

E：園からの連絡

園から皆様へのご連絡は、今後オンラインでお知らせします。一部プリントで配布する物もあります。お子様や園についての内容ですので、よくお読みいただきご協力をいただきますようお願いいたします。

ソーシャルメディア利用管理規程

当園では、ソーシャルメディアの利用を制限することは考えておりませんが、あくまでも学校、教育機関に関わる者として、適切な利用をお願いしたいと考えております。そのため、ソーシャルメディアを利用する際に守っていただきたいことや注意点等をまとめ、「ソーシャルメディア利用管理規程」を定めました。本規程の内容をご理解いただいた上で、ソーシャルメディアのご利用をお願いいたします。

(目的)

第1条 本規程は、保護者がソーシャルメディアを利用するに際し、そのリスクを理解した上、園、取引先、保護者園児、その他の利害関係者の利益や権利を害しないために、必要な事項を定めたものです。

(定義)

第2条 この規程で定めるソーシャルメディアとは、SNS(Facebook,Instagram,LINE,Twitter,mixi,GREE 等)、電子掲示板、ブログなど、インターネットを利用してユーザー同士が相互にコミュニケーションを行うことのできる情報伝達媒体を指します。

(適用対象)

第3条 この規程は、当園に関係する全ての保護者に適用されます。

(基本原則)

第4条 保護者は、ソーシャルメディアを利用する際、次の基本原則を理解し、それらを守らなければなりません。

- (1) 保護者としての自覚と責任を持つこと。
- (2) ソーシャルメディアへ投稿、情報発信等を行った場合、それらの投稿や情報は半永久的に残ること。
- (3) 投稿した内容、情報等は瞬時に拡散し得ること、ならびに炎上リスクがあること等を理解し、投稿あるいは発信する情報の内容を慎重に吟味すること。

(禁止事項)

第5条 保護者は、ソーシャルメディアを利用する場合、次の各号に掲げる情報を投稿、発信してはなりません。

- (1) 園の企業秘密に関する情報・個人情報を含む情報
- (2) 園または第三者の権利を侵害する情報
- (3) 園を代表する見解や意見と誤解され得る意見等の情報
- (4) 誹謗中傷、虚偽の内容。人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
- (5) 違法行為または違法行為を煽る情報
- (6) わいせつな内容に関する情報
- (7) その他、法令、就業規則、その他の規程で禁止された情報

2 保護者は、ソーシャルメディア利用に際し、園のロゴ等を利用してなりません。

3 ソーシャルメディアでグループやコミュニティ等を作成した場合に、他者にそれらのグループコミュニティ等への参加を強制することは禁じます。

(前条に違反した場合)

第6条 保護者が前条に違反した場合、当該保護者は当園に対し、速やかに報告を行わなければなりません。

2 前条に違反した保護者は、当園の指示に従い、ソーシャルメディア上において、迅速な削除、または訂正など必要な協力を行う。削除または訂正の選択および具体的方法については、当園の指示に従い、保護者だけの判断で行ってはなりません。

(損害賠償)

第7条 保護者がこの規程に違反した場合、これにより園が被った全部または一部の損害を賠償しなければなりません。

(懲戒)

第8条 この規程に違反する事実が認められた場合、園則に基づき処分を処します。

(相談窓口等)

第9条 ソーシャルメディア利用に関する相談窓口及び、この規程に違反する事実の通報窓口は法人事務局とします。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。